

第三十一回国
参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和三十三年十二月十八日(木曜日)午前十時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 前田 久吉君
理事 西川甚五郎君
山本 米治君
平林 剛君

委員

木内 四郎君
郡 祐一君
木暮武太夫君
迫水 久常君
塩見 俊二君
廣瀬 久忠君
小酒井義男君
榑 繁夫君
杉山 昌作君
野坂 参三君

國務大臣

大蔵大臣 佐藤 榮作君

政府委員

大蔵省理財局長 正示啓次郎君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員

日本専売公 石田 吉男君
社副総裁
日本専売公 小林 章君
社監部部長

○賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予部を改正する法律案)

備審査)

○産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○租税及び金融等に関する調査の件(塩業政策に関する件)

○委員長(前田久吉君) ただいまから委員会を開きます。

賠償等特殊債務処理特別会計法の一部を改正する法律案及び産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案を、一括して議題といたします。

御質疑のある方は御発言願います。

○平林剛君 外貨債の発行の問題が検討され始めましたのは、政府の説明によりまして、一萬田大蔵大臣の時代でありました。そのときのねらいは、一部新聞紙におきましても報道されたように、東南アジアに日本が借款を与えて市場の確保をはかろうとする場合、国際収支の上に現われるマイナスを補おうとするものである、こう見られておったのであります。従って、その額も、一説には五億ドルというような大幅な額を期待しておったようでありました。今、政府から提案をされて三千万ドル、百八億円、しかも、その目的は電源開発事業等の推進をはかるためと、かなり性格が異なっております。そこで、大蔵大臣に、従来政府としての構想として伝えられた外貨債発行

の政策と今度の外貨債発行の政策との性格においては、何か違いがあるのかどうか、その関連についてどうなっているか、これを御説明いただきたいと思ひます。

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。今回三千万ドルの外貨債を発行する、これは、提案理由並びに前国会におきましてもお尋ねにお答えいたしましたように、電源開発の工事を推進するための所要資金を調達する、こういうことで、これは非常にこの三千万ドルに関する限りはつきりいたしておるのでございます。でも、もとと、電源開発につきましても、この世銀からの融資というように、この世銀から融資を受けて、すでに民間電力会社等に対しては、世銀等の融資を受けて、もう過去においてそういうものがそれぞれ事業として進んでおる。これはもうすでに御承知の通りでございます。世銀自身と日本政府との交渉におきましては、相当の期間中に世銀が日本産業に対して融資する金額を一応予定しておるのであります。その金額があるいは三億ドルであるとか、あるいは三億五千万ドルであるとか、六千万ドルであるとかというように、しばしば新聞等に出ておりますが、そういうように長期の融資計画を実は持つておる。

最近の情勢から見ますと、国内産業、ことに基幹産業に対する資金の需要は非常に旺盛でございます。わが国の経済を推進していく上におきましては、この旺盛な需要にこたえるため

に、国の内外の資金調達によりまして、まあ基幹産業を推進していく、こういう考え方をいたしておるのでございますが、この観点に立つてみますと、在来の世銀の融資ワクというのか、長期計画だけでは、今日旺盛なこの需要にこたえるには、やや不十分である。そういうところから、世銀という

の完成なりあるいは発展のために協力することについては、もちろん従前の方針に変わりはなく、さらに比較的好感を寄せられておるこの外貨債発行ということも、一案ではないか、政府自身もさようなものを考えてはどうか、こういうことでございまして、本来の予定されておる世銀からの融資長期計画そのものに変更を来たさない。いな、それにプラスになるという観点に立ちまして、今回の三千万ドルの外債発行というのを実は決意をして、ただいま御審議をいただいておりますのでございます。

そこで、お尋ねになりましたように、過去においても外債発行の話がしばしば出てきておる、一体この外債発行とどういう関係があるのかというお尋ねだと思ひます。まあ過去におきまして、政府の責任のある者から、外債発行についての内容等をお話したことはなかりと思ひますが、しかし、それぞれ関心を寄せられておる人たちが、それが過去においてしばしば新聞等に

発表されていたと思ひます。政府自身におきましては、過去において、今一萬田前蔵相のお話が出ました。あるいはそれ以前に、池田元蔵相なども、非公式の席上におきましてはおそらく外債と取り組む、こういうような決意をしばしば示したのではないかと思ひます。しかし、いわゆる外貨債発行というところまではいかないと、当時におきましては、世銀からの融資ということで一応問題を解決してきた、こういうように私は理解をいたしておるのであります。具体的な問題として取りかかれたのが、ただいま御指摘になりました一萬田蔵相の際にはないかと思ひます。一萬田前蔵相の際にはないかと思ひます。いろいろ国際収支の面におきましては、外貨が不足しておるとか、あるいはまた、さような情勢のもとにいても、なおかつ、わが国産業発展のために、東南アジア等の開発をも積極的に進めなければならぬとか、いろいろ基本的な問題があったと思ひますのであります。これらの問題も、直接関係はないにしろ、大局に立つてみますと、国内の円資金並びにドル資金、これを調達するという意味においては、総合的には一つの力をかす、こういうようなことで、いろいろ外貨債発行についても努力をいたされたと思ひますのであります。

しかし、当方でいろいろの意見を持ちまして、相手方の方でいろいろの事情もあることとございまして、今日まで機が熟さないでいた。しかし、

今回ようやくその機が熟しまして、皆様方の御賛成を得、御審議が議決をみることにあります。私どももこの三千万ドル外貨債発行という事に最善の努力をいたしたいと、実はかように考えておる次第でございます。

○平林剛君 私がお尋ねした一萬田前蔵相の時代の構想と今回の政府の考えとの関係について、ただいまお答えをいたしましたが、まだはつきりしないのであります。それで、角度を変えてお尋ねをいたしますが、今回の提案は、今お話しのように、電源開発事業等の推進をはかるために三千万ドルの外債の発行を行うというこの法律案になっております。表題は産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案と、こうなっておりますが、ずばり言えば、電源開発事業の推進をはかるための外貨債の発行に関する法律案、こう書き改めた方がわかりやすいと思われるのであります。しかるに、表書きは、産業投資特別会計の第一条の目的に使われるかのごとき提案の形をとっておるわけでありまして、これは技術的にもいろいろな検討があったと思ひますけれども、こういう提案をおとりになった理由。それから、私はただいまの説明でまだ捕捉しがたかったのは、単に、今度の法律案を提案したのは、これだけにとどまらず、今後政府の将来の経済発展に対する一つの気がまえないのか、方向というものがあつて、その前提に立つてかかる提案をしたものだと、こう見ておるのであります。将来に対する外貨債の政策、そういうような方面についてお考えがあらうら、この際お聞かせを願ひたいの

であります。

○國務大臣(佐藤榮作君) お尋ねのありました二つの点、第一点の方につきましては、だいたい手続上の問題であり、これは後ほど正示局長にお答えをさすことをお許しをいたしたいと思ひます。

後者の問題でございますが、後者の問題につきましては、一体、平林さんの基本的なお尋ねにもなるのではないかと申すので、こういうこともお考えにならないかと思ひますので、つけ加えさせていただきますが、大体外貨債を発行する場合、非常にわかりにくいことは、ドル資金が不足だ、だから借金するのだと、これなら非常にはっきりするじゃないか、しかし最近ドル資金は非常にいいじゃないか、そうするとその必要はないんじゃないか、あるいはまた円資金が不足している、そういう意味で外貨債を必要とするのじゃないかと、こういうような非常にタイプカルな、典型的な理由が今回はないのじゃないか、こういうようなお気持がお尋ねの根本にあるのではないかと申すのでございますが、私どもの考え方といたしまして、今日の情勢から申しますならば、国の資金を、国の産業を發展さすという場合におきまして、やはり内外の資金にとらわれることなく、という言葉を言い過ぎでございますが、よくその国の経済力というものを勘案して、そうしてその経済力の範囲において内外の資金の導入ができて、そうして産業の開発に役立たしていくという、これが実は望ましいのじゃないか。よく国内の問題ではインフレを防止するということを申しておりますが、一面、いわゆる財政資金と

民間資金との協力的な弾力的運用によつて産業の發展を期するということを申すのでございます。経済基盤を強化していくとか、経済を安定、向上の方向へ持っていく、こういういわゆる国内における財政資金と民間資金との一体的運用、こういうような気持も一部分あつていいのじゃないか。もちろん、外国との決済の問題もございまして、それから、そう簡単に割り切るわけにはいきませんが、まあ基本的に非常に端的な表現をすれば、実はそういうことがいえるのではないかと申すのであります。

そこで、電源開発等につきまして、まあ過去において、世銀からの融資を予定し、それももうすでに六億ドルに近いものが借り入れられておると思ひますが、そういうような状況で、日本の経済は發展していく、そういう場合に、世銀からの融資、それが社債その他の形であるという場合もあるでしょうし、もう一つは、外貨債の形においてそういう方法をとっていくということも考えられる。その点は非常に窮屈に考えない方がよろしいのではないかと。そこで、問題になりますのは、これを窮屈に考えないとしたら、今端的にお尋ねにあつたように、将来外貨債というものに対して非常な期待をかけ、その条件いかにかわらず外貨債の発行を次々に行うのじゃないか、非常に膨大な計画でも持つておるのではないだろうか、こういうような疑念を抱かれるのではないかと思います。しかし、基本的に申しますように、もちろん、その国の経済力の範囲でこういうことは考えて参りませんと、それはまたことに不利益な外貨債の発行をするよ

うにもなりますし、また国民の負担等をも考えて参りますと、これは容易なことではないのでございます。従いまして、今回三千万ドルの外貨債を発行したから、これによつて今後どうん外貨債を発行するか、こういうような考え方は毛頭持っておりません。いな、私どもは、今回の外貨債の発行におきましても、前国会の大蔵委員会を通じてお話を申し上げておりますように、条件が大へん過当であるというような場合においては、私どもはかような条件のもとにおいてまで外貨債を発行しなければならぬとは思はれておらないのでございます。その点には申し上げて参りましたが、その点には実は変わりはないのでございます。で、今日のアメリカの市場等の状況等を見まして、私は、外貨債を発行して、相当安堵できる条件のもとで問題が妥結するのではないかと、こういうことを実は強く期待いたしておるのであります。従いまして、今後どうん外貨債が発行できるとかするとかというような状況ではない。ただ、望ましいことは、日本の経済の信用が高まり、現実の力をもち、そうして日本が非常に好条件のもとにおいて、必要があるならばいつでも金を借り得るような経済状態であることが望ましいのであり、そういう意味においての基本的な経済政策は、私どもの政治力で、政治の力で進めていくべきじゃないかと、実はかように考えておるのでございます。

で、今回の問題で、借金をすることとにいかく防いできた、それにもかかわらず今回借金を始めた。そうすると、一度に、土手が切れるならば、これからはもう土手が切れたように大へんな

ことになるのじゃないだろうか。そういう点については疑念や不安を抱かれないように、十分決心をして、実は今回御審議を願つておる次第でございます。どうか誤解のないようにお願いをしたい、かように思ひます。

○政府委員(正示啓次郎君) ただいまの平林委員の御質問の第一点につきまして、大臣からお話しのように、私からお答えをお許し願ひたいのであります。端的に申し上げますと、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案というこのやり方は、いわば財政法第四条の規定からいたしまして、政府が外貨債の発行を行う権限を得るために必要にして十分なる法律的手続を定める、こういう趣旨でございます。すなわち、これを申しかえますならば、法律的な意味におきましては、ここに書きました通りに、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行ということに相なるわけでございます。しかしながら、これを経済的に申しますか、実質的な意味におきまして、産業投資特別会計がどういふ部面に貸付をいたすのかという御説明を申し上げますならば、産業投資特別会計の貸付の対象をいたしましては、電源開発会社を考へておる、こういうふうな御説明をいたしたわけであります。この点は、提案理由の説明におきましても、従来電源開発事業等の推進をはかるために、大臣からもお話しのように、世界銀行の借款等をいたして参りましたが、さらにこれにつけ加えて、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるために外貨債を発行したい。しかも、その実質的な内容は、従来と同じように、電源開発

の事業に必要な資金を調達する、こういうことで御説明申し上げた次第でございますので、御了承願いたいと思っております。

○平林剛君 結局、わが国の経済政策といいますが、経済基盤を強化し、経済を発展させるために、従来は世銀借款の方法が唯一の方法であったが、今回は一つ外貨債の発行によって、それを生かすことによって、さらに一その発展をはかろう、こういう考えに政府が踏み切った。これが今度の法律案であると私は理解するのであります。現に、国際通貨基金の理事会の渡辺理事の報告が最近新聞に伝えられておりますが、これによれば、わが国としてはこの出資金の増資を認めてもらいたい、この出資金が増額されれば、さらに借り入れ限度がふえて、その活用も日本経済の安定と成長のために工合がよろしい、こういうことの工合が政府において行われておるようであります。しかし、一方においては、大蔵大臣の説明のように、国際通貨基金からの借り入れ限度額、それもたまたまのような措置をせなければ一定の限度があるという御趣旨があつて、踏み切った、こうおっしゃる。さらに、一方には九州電力とか、原子力発電とか、国鉄東海道新線とか、いろいろ一般の民間産業においても世銀借款の要望がある、こう伝えられた。

いろいろ総合してみますと、今度出資額の増加が認められた場合は、多少幅がふえるかもしれないが、それにしても、やはり日本だけがこれを利用するといふわけにはいかないから、限度がある。こういう場合に、これはこれからの予算編成にも関係をしていく。

る。今回は電源開発事業の推進をはかるためだけでも、次に、予想される将来においては、世銀の借款で定めらば、再び外債発行を考える、こういうことになってくるのじゃないかと私は思うのです。今後とも引き続き、こういう情勢の発展次第によっては外債発行の計画が作られるのかどうか、これを聞かしていただきたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま平林委員から世銀のクォータの増額のお話が出ております。これは一部の点だけを御指摘になつての御批判でございますが、世銀は、御承知のように、過去において一度各国の持ち分等をきめ、また出資もそれでやっておつたのでございますが、世銀の融資も非常に進んで参りました。最近の情勢では、どうしても増資しなければ世銀としての十分の機能を果たすことができない、こういう状況になつて参つたのであります。そこで、この前、私もインドへ参りました際に、世銀の増資ということが問題になり、まあ倍額増資を一応検討し、それを目標にして、ただいま世銀自身が機能の拡大をはかつています。まあそういう場合に、日本も日本のクォータを一つ増額して、世銀活動に協力しようというのが、実は本来の趣旨でございます。なるほど、御指摘のように、日本がクォータを増額すれば、もちろん日本に対する融資額もふえてくることは御指摘の通りでございますが、たくさん借りたいからどうこうという意味じゃないに、世銀の機能の万全を期するといふか、その活動に資するといふ意味で、私も協力して参つたのでございます。

そこで、これはただいま御指摘になつたような効用といふますか、効果はございますが、同時にまた、わが国の経済が持つ力というものを各国も了承してくれたい、そういう意味ではやはりこのクォータの増額においても異議を差しはさまないで賛成してくれらるるのでございます。世銀なり、あるいはIMF等におきまして、その国の経済力というものを十分調査いたしておりまして、当方で幾ら持ちたいと申しましても、なかなか賛成はしてくれない。しかし、まあ皆さん方の御協力の結果と申しますか、日本の経済は、もう一流のところになつてもあまり遜色のないような状況にまでとにかく回復してきて、たまたまの事実が承認されてきて、ただいまの世銀やIMFのクォータの増額というように、とにかく賛成を得るようになったのでございます。そこで、先ほど来お尋ねの外貨債の発行の問題でございますが、先ほど私が非常にテキパキな例として申しましたような、日本の外貨が不足で金を借りたという場合でございます。悪い条件のもとにおいても、なおかつ借り入れをしなれば国債決済ができないといふことに実はなるのであります。しかし、わが国の実情におきましては、世銀やIMFの増資において各国が示してくれているように、日本の経済といふものに対しては信用を十分いたしてやりました。ただいま引例をいたしましたような、外貨が不足の場合に発行する外貨債といふようなことはないんだ。ここに私も、外貨債を発行しても別に経済的に支障を来さないのじゃないかといふことを、実は

感ずるのであります。これが、先ほど来申しますように、わが国の経済力のワクだといふのは、そういう意味でございます。非常に必要で、どんな条件、どんな悪条件でも金を借りなければならぬ。ちょうど国内の民間においても、コーポラル・ベースで金を借りるのでなしに、いわゆる先は困ることばかり切つていて、高利の金を借りなければならぬといふことがしばしばございますが、こういうような状態が外国に対して外債を発行するといふようなことは考えるべきではない、またそういう状態では絶対にないのだといふことを、先ほど来実は申し上げておるのでございます。従ひまして、わが国の今後の外貨債の扱いというものについては、いろいろの御懸念や御不安がございろうと思ひますが、それはどこまでも日本の経済の安定向上に資する、その健全性を害しないといふ一つの大ワクがあること、これは私もよく理解ができるのでございます。

そういう意味で、今回発行をしたからといって、それが大水が堤を切つた、こういう状況のものではない。この点を重ねてお答えをいたします。

○平林剛君 今のことを繰り返すようですけれども、結局、国鉄東海道新線とか今伝えられていた原子力発電とかの世銀借款の要望がありますね、これは政府としては、日本の持つていた経済力を判断し、そうしてただいま述べられたような理由でいいと判断をすれば、世銀でなければならぬ外債の発行でもやる、こういうような気持でおられるかどうか、そこを一つ端的に聞かしていただきたい。

なりましたような事業、あるいは鉄道幹線であるとか、あるいは原子力発電所であるとか、こういうものを設置いたします場合に、非常に多額の資金を要することは御指摘の通りであります。そういう場合に、やはり国内資金並びに外国資金の協力を得るといふことは、これは私は望ましいことだと思ひます。そこで今回も、今年も、インドにおける会議の後でございますが、世銀等から担当官が参りまして、鉄道当局ともいろいろ折衝し、また実際の調査等もはかつております。

従ひまして、今すぐ外貨債発行の方に向に踏み切るのかという端的なお尋ねでございますが、そういう段階ではございませぬが、できませぬならば、世銀の融資、これがまず第一段でございます。そういうことは、何と申しましてもその事業に対する信用の裏づけでもございませぬから、世銀の資金繰りと合せて、十分世銀と御連絡の上、場合によりましたら外債発行ということも考えてもおります。しかし、そういう意図があるという状況ではございませぬが、また新線建設の問題自身にいたしまして、一応政府はこれを取り上げる意向ではございませぬが、国会における御審議等も十分に仰がなければならぬことだと思ひますし、これを実行に移すに当りましては、いろいろの問題があるだろうと思ひます。これをやるとして資金的に支障を来さない事前の調査は十分いたしておりました、ただいま万全を期してこの問題と取り組んでおる、こういう考え方でございます。

重ねて申しますが、端的に申しまして、やはり世銀からの融資という、こういうものが根本というか、基本であるというだけでは申し上げ得る。そうしてこの世銀の融資の裏づけというもにおいて外貨債が発行されますならば、それは当方にとりまして好条件のもとに外貨債を発行することができらう。これだけつけ加えて申し上げておきます。

○平林剛君 なお、お尋ねしたいことがあるのですけれども、結局、問題は、今回外債発行の政策に踏み切ったということとは、日本の経済力に対する判断を、政府としては相当自信を持って、大丈夫だ、こういうふうな踏み切り、かつ、その目的としては、経済の安定と経済基盤の強化をはかる一つの助けになる、まあこういう判断をとられたと思うのであります。しかし、自由民主党の政調会長である福田さん、今でもそうでしょう……。これが九月二十日、予算編成の大綱を、関西の財界と懇談のために西下したときに、記者団と会ってその構想を明らかにしたのでありますけれども、そのときは三十四年度の予算編成の大綱として、政府は、予算全体を通じて、平年度に七百億円の減税など自民党の公約を実現するといふ一本の柱と、日本経済の基盤を強化するため積極的な施策をはかり、特に財政投融資のワケを拡大し、基幹産業を振興するといふ点、これを二大支柱とするという構想を発表した。そのときに、政府は、これらの公約を盛り込む一般会計の財源は、税収や剰余金など普通の税収に求めて、公債の発行はこの際どんな形でもとらない、こう言うている。九月二十日からきよ

うまで、あまりたつておられないし、このときの自由民主党の気がまえとして、今後は政策先議という建前を通して、まず自民党がその大綱を示し、政府がこれにならう、こういう気がまえて、この新聞記者発表をやられたと見ると、そのときには、どんな形でも公債を発行することはいらない、こう言われておりながら、突然今度外債の発行に踏み切った。ここの状況が私にはちっともわからないのであります。何か重大なる変化があったと見なければならぬ。これはいかなるわけか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 福田政調会長の話は、おそらく、今の新聞記者に言われたことはやや趣きを異にするのではないかと私は理解をいたします。しかし、ただいま記事が正しいと、福田君の考え方が間違つておるとか、こう言うわけではございませんが、おそらく、福田君が申ししておりますのは、国内におけるいわゆる赤字公債発行ということとを絶対にしないというのを申したのでないかと思つてございまして、特に、来年度の予算編成に当りましては、資金がなかなか十分でございませぬ。そういう意味から、この事業の遂行に非常に熱意を示すあまり、どんな方法をしてでも資金調達をせよというふうな意見が一部におそらくあるのではないかと思つて。それに対する政調会長としての慎重な発言ではないかと、実は思つてございまして、また、私自身が伺つてゐる感じも、そういうふうに実は理解をいたしております。これは別に、記事が間違ひだとか、福田君の言つた通りを記載しなかつたのだらうとかという意味ではなしに、私の理解しておるこ

とは、ただいま申し上げたような点でございまして。

○平林剛君 この問題は別な機会に議論をするときがありまされども、こういうふうな予算構想を発表しておきながら、突然変更が起きまして、政府は外債発行の政策に踏み切った。そこには何かあるのじゃないかという疑いは、いろいろ各方面から憶測をされているわけでありまして。

もう一つは、政府がこの戦後の外資導入の方法として、外債発行に画期的な転換をはかった直接の動機は、佐藤大蔵大臣がニューデリーの国際通貨基金総会に出かけていった。そこで何らかの変化が起きた。政調としての自民党は初めは外債発行はいかなる形でもしないと云つたやうが、とにかく佐藤大蔵大臣が向うに出かけて何かの事情があつたのだ。私は筋をたどつてみると、こう見られるのである。伝えられるところによると、インドに行つたときも長距離電話を大蔵省にかけている。急いで外債発行の準備をせよというふうな電話をかけたとかいう話も聞いておるのであります。大蔵大臣は参議院の大蔵委員会でも、インドに行くときだけは説明をしました。かねて借款を申し込んでゐる世銀最高首脳といろいろ協議をして、未解決の懸案問題について十分見通しをつけたといふお話をして、行かれた。帰つてから、こつちには別にいささつはなかつたのですけれども、衆議院の大蔵委員会では、この会議を通じてわが国の経済状態の十分な認識を得て、かねて懸案であつたIMF、世銀の増資等の大体の結論をつかむことができた、こう報告しているわけです。それで、あ

なたはニューデリーで世銀のブラック總裁やあるいはオーバービー等の各氏にお会いになつて、いろいろお話をされて、そうして何かそこで言われたのじゃないか。まあ懸案の借款を申し込んでゐる問題に確約を取りつけるためには、この際一つ、自由民主党はいかなる形でも外債をとらないと決めてあるけれども、それじゃどうも困る、至急にこの方針を変えて、そうしてさしあたり小規模の発行でも外債債を発行したという形にしないかという困るぞ、至急その準備をしなさいという電話をかけたのじゃないか、こう推測をされるわけです。これは、外債債の発行に踏み切ることが今後の日本の経済に重大な問題があるだけに、かぎを握るのはあなたただだ、これはどんな話があつたのかといふことを、この際国民の前に明らかにする責任があるのじゃないか。一つ、一問一答までいかなくても、ある程度国民に明らかにして、少くとも誤解を受けないようにして、こういふことが必要である。一つ機会を与えますから、ごあいさつをお願いしたい。そのときの話をしてもいい。

○国務大臣(佐藤榮作君) インドへ参ります際に、ただいまお話がありまして、たゞに、皆様にお許しを得まして出かけた。なおその際には、一言にしていささ、懸案事項を解決するといふような問題、そういう懸案事項の大きいものは、資金調達の問題と、もう一つは役員改選の問題等があるといふことを私は申したと思ひます。帰りまして、お目にかかつて、ごあいさつを、一度、帰りましたといふことだけはいたしました、内容的に

どういふ経過であつたとは実は申し上げなかつた。全然ごあいさつしないわけではございませんから、その点は御了承願ひたいと思ひます。

そこで、何かあつたのではないかと申すね、ごいさいます、まあ何かあつたのではないか、何かあるのではないかと云われると、その何かという言葉が非常に広い意味を持ちますので、むしろお尋ねの方にいろいろ誤解を受けやしないか、こういうふうな思ひますが、別に何かあるのではないかと、悪い意味にとることもないだらうと思ひますが、何かお尋ねの言葉がちょっと気になります。けれども、何にもあつたわけじゃない、ございまして、この点は誤解のないように願ひたいと思ひます。

もともと、私が出かけます前に、外債債の問題は、一萬田君が大蔵大臣でありました時分に相当手がけておりました、そうしてアメリカのマーケットと打診を実は続けておつた。それが政変によりまして私にかつたといふこととでございまして、出かけます際には、一萬田君から、過去の経過等は十分伺つて出かけたのであります。幸いにニューデリーに参りますれば、関係の人たちも来ておりますので、そこで話をすることが一番手とり早く話がつく、こういうこととでございまして、このニューデリーで話を詰めた。だから、何かあつたのではなくて、もうすでに芽ばえて、ようやく土を押し上げてゐる、その最後の土をちょっと小指の先で取り除いた後が実は私の役だ、こう申しますれば非常に適當かも知れません。

そこで、最後の判断といたしまして、今のアメリカの金融マーケットの状況ならば、今決断することが非常に望ましいということが一点、同時に、私も一番気がいたしておりましたことは、過去世銀からの融資計画はあるが、外貨債を発行することによってこの世銀の融資計画が縮小される、その範囲だけ縮小される、こういうことがあるならば、本来の考え方とだいぶ違う。だから、この三千万ドルを発行することが、在来世銀のワクをそのままするに、プラス三千万ドルということになるかどうか、この点が実はポイントであったのでございます。この二点を、大蔵大臣としてやはり決断しなければならぬ。幸いにして臨時国会が開かれて、臨時国会に間に合わせるためには早急に決断することが望ましい、こういうことで、実は電話をかけて準備を非常に急がせた、こういうことに実はなっているのでございます。別に何もあるわけではない。普通のビジネスとしてその仕事を取り運ばれた、こういうことでございます。

そこで、一番問題になりますことは、外貨債の発行の場合の条件をいかにするかということでございますが、もちろん、今日まで具体的折衝を持つ段階になっておりません。これは当方といたしましても非常に慎重にしなければならぬことでもあります。権限のない者がそこまで深入りもできないし、また、相手方としましても、いわゆる商売のあり方としてそこに多分にかけ引きもあることとございまして、向うもなかなか慎重を期しているというわけでございますので、今日具体的問題はございません。ただ、言

い得ることは、この三千万ドルを発行するとしても、これは従来計画されている世銀の融資ワク・プラスということ、これだけははっきり確認できた。もう一つは、アメリカのマーケット自身は十二月は、これはもう日本も同様でございます。向うはクリスマス月のとしてやはり非常に繁忙をきわめている。しかし、一月、二月の両月は金融が比較的閑散だ。こういう時期を目当てにして外債を発行することが有利だという点を十分打診することができるとして、実は見通しを立てて、その決断をした。実はただこれだけのことでござい

ます。別に何にもない。何かあったのではないかと問われますと、どうもこの言葉の持つ意味が非常に広いので、誤解を受けやすいように思われますが、端的に、率直に、ありのままに皆さん方に御披露いたしまして、御了解を得たいと思っております。

○平林剛君 私はずななお人間なので、決して悪い意味で、何かあったんだらう、こう言っているのではないのですから、そう長く弁解なさる必要はない。ただ、一番大事なことは、九月二十日ごろの、自由民主党の政調会長が新聞記者を集めて発表するのだから、相当党の中でもいろいろ議論されて、来年度の予算編成の大綱を示したのが、私は、公党である以上、党としての相当責任のある発表だと見ておる。そのときにですね、今後の経済基盤強化やその安定をはかるための予算をやるが、しかし、それはいかなる形でも公債の発行はせぬ、こういうふうな説明をしておいて、大蔵大臣がニューデリーに行かれたときに急に電話をかけ

なければならなくなった事情があったのではないかと、こういうふうに見られるのですよ。

こういうことは、今回提案をした産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外債の発行、この趣旨は、あなたが先ほどから説明したように、日本の経済をいろいろ判断をされて、この際その安定と成長をはかるためには外債を活用するという方法を考えてもいいじゃないか、その程度日本の経済は力があるんだ、こうして自主的に判断をされて、提案をされてきた法律案なのか、それとも、かねて懸案の問題、すなわち世銀借款について従来一萬田蔵相時代から話をしていた話の確約をするためには、やむを得ない条件として外債発行をせざるを得なくなった。すなわち、世銀の規約によると、世銀借款を受けるという場合には、みずからの力で資本を調達するその力がなくなつたとき初めて借款ができる、こういう規約もあるわけですね。あなたの方は、自分でそういうことをしなければ、今せっかくニューデリーまで臨時国会をよそに飛んでこられても、私の方はあなたのその気がまげなければ認められませんが、いわばまあ半強制的な、あなたにこういうことをやりなさい、そうでないや、あなた、せっかく確約を取りつけるために来たけれども、手ぶらで帰りますよ、こんなことになって、あなたは仕方なく電話をかけて、今度の国会にはこの法律案を出したのじゃないか。これは私どもの判断の重要な基礎になるわけだ、従って、何かあったのじゃないかというのはそのことを言うのであって、つ

まりブラック総裁でも、あるいはオーバードーズでも、だれでもいい、だから、世銀だけにたよるのでなく、自分でも外国で資本を調達するよう努力を払え、そのことができたならば今回懸案になった問題については何とかしよう、そういう約束があったのじゃないか、そういうやりとりがあったのじゃないかということを、私は聞いておる。

○国務大臣(佐藤榮作君) 大へん率直なお尋ねでございます。率直に私も先ほど来お答えしておりますが、先ほどの私の答えのうちに少し不十分だった点がございまして、いかにも大蔵大臣が一人の権限で断を下したかのような印象を与えたのじゃないかと思ひますので、その点は誤解を解きたいから、重ねて申し上げますが、一萬田君から過去の事情を詳細に聞いて参りました。同時にまた、党の総裁なり三役等とも話をしまして、今度インドへ出かければあの結果をつけたと思う。でも、もちろん条件がいいというか、まあ先ほど来懸念しておるような、世銀からの融資ワクに影響のあるようなことなら、あえて外債を発行する必要もないが、これがプラスになるということなら、この際いいことのように思うから、そういうことで進めたいということ、私は出かけたのでございまして。事前に各方面は一通りは打診もし、そして連絡をとって出かけて、そうして最後の実は判断を下したということとでございます。

まあ一部におきましては、今平林委員が言われるように、世銀自身は、自分の方の融資だけにたよっているのはよくないじゃないか、日本政府自身も

みずからの力で努力したらどうか、こういう話があったのじゃないかということとでございますが、そういう話は過去においてあったと伺っております。しかし、そのことはです、ただいま申し上げ、私が懸念するとうか、特に念を押した点、いわゆる融資ワクを縮小してこの起債に賛成するということとあれば、向うの方が相当威力を用いたということにもなるかも知れません。しかしながら、この点は、先ほど来申し上げるように、融資ワクの計画には変更はなし、外貨債はプラス三千万ドル、こういう結果になったんだ。これで、一部で言われていたような悪意のある考え方ではない、むしろ非常に好意のあるセセッションだ、ということが言えるように思うのでござい

ます。この点は誤解を解いていただきたいと思ひます。同時にまた、私が非常に急ぎましたのは、今回のこの今御審議をいただいたおりましたものは、本年度内の処置であります。本年度内の処置でありまして、前国会で御審議を得て成立を見ました補正予算のうちに取り入れておる。そういう事案である。これも一つお考えを願ひまして、私が特に急いだことはそういう意味なんだ、こういうようにそのまゝ一つ御了承をいただきたい。重ねてお願いいたします。

○平林剛君 私は、まだほかにも、専売公社の質問も残っておりますから、大体この辺で大臣に対する質問は終了しますが、最後に一つだけ聞きたいことは、大蔵省としては、この法律案の成立を待って、直ちに折衝団をアメリカに送り、まあアメリカ側の発行の引き受け会社やあるいは関係先に事務折衝

を始めるという予定のように聞いておられるわけでありまされども、具体的にどうなんでしょうか。また審議中にそういう話は少し早いかもしれません。

○國務大臣(佐藤榮作君) 今お話しのとおり、まあ審議中に先走った話をするのは、これは不適当だと思ひます。

が、まあその点は一つお許しを得たいと思ひます。事柄は非常に急いでおりますので、準備に万全を期したいと思ひております。そこで、まあ幸いにしてこの年内にと申しますか、二十日までには本案の成立ができませんらば、直ちに閣僚をアメリカに派遣させたいと思ひております。ニューヨークの會議の後に、アメリカの財界方面の諸君も参りまして、いわゆる準備的な準備は進めておりますが、まだ大事な金利なり等の問題が実はそのまゝになっておるのでございます。この点は重ねてお尋ねもあるだろうと思ひますが、まだ、ただいまのところ、どうするかというこの最終的な案を持っております。ただ、最近オーストラリア等がアメリカで外債を発行いたしておりますので、日本の外債発行の場合の有力な、非常に近い資料として、参考資料としてそういうものも取り上げ得るのではないと思ひます。そこで、そういう条件をとにかく詰めていかなければならない。

これも少し余談になるかわかりませんが、さきに、池田國務大臣がアメリカに参りまして、アメリカ財界方面の打診等もしてくれております。この点では非常に協力を得ておりますが、その判断等から見ても、日本の経済に対する信用が非常に強いから、高

まっているから、この際にこの外債発行をやはり本々すべきだ。同時にまた、事前に条件などあまり軽率な扱い方はしないように、というような注意まで受けております。従ひまして、これから御審議を得て、いよいよこれが決定を見れば、次の段階になるのでございます。

そこで、大体の予定として、最初、さきの臨時國會において成立することのできれば、まあ一月の中旬には調印の段取りになるのではないかと、こういうような気が多分にあつたのであります。そういう点が一部の新聞に誤まり伝えられまして、大蔵大臣自身がその調印に出かけるのではないかと、こういうような予測記事が出ております。大臣自身が、ただいまのところ、出かける気持はございません。大体交渉の進行度合いから見ますと、非常に早ければ一月の下旬だろうと予測できるし、下旬を中心にして最終的な段階になると思ひます。今のところで見れば、どんなに早くても二十日以前になることはちょっと考えられないという状況でございます。それから、やはり国を代表する人を正式にきめなければならぬという段階でございます。すでに向うにおります者は、当方のスタッフになる人は、りっぱな、アメリカ財界でも信用のある人たちがおりますから、事前にどうこうすることは、する必要はないように思ひます。問題は、この法案が成立いたしましたら、直ちにそういう準備に取り運びたいと、こういう考え方をいたしております。まだ具体的な人選等を経ておるわけではございません。スタッフ等については、重ねて申しますが、アメリカ大使館を中心にし

て十分のスタッフが、アメリカ駐在日本大使館ですが、それを中心にして十分のスタッフを持つておる、かように考へております。ただ、形式の問題に、最後のところで政府を代表して調印の式に臨むような適当な人を得られるかどうか、それだけが残つておるという状況でございます。

○平林剛君 私、時間の短縮をはかつて、なるべく自分の意見を述べないで質問してきまして、大臣に対する質問はこの程度にし、残りはあとに一つ保留しておきます。

○山本米治君 今回の法案が通りまして、三千万ドル借款することになると、これは産業投資特別会計の所屬です。それから、外国から借り入れた外債は、おそらく産業投資特別会計の所有となるだろうと思ひますが、これを電源開発に使うとするのは、外債そのものでは国内ではどうにもならないのです。何となく円資金にかなないればならないのですが、それは日銀に売つて円資金にするのか、外為特別会計を通じて円資金にするのか、その手続はどうなるんでしょう。

○政府委員(正示啓次郎君) 私から手続的な問題につきましてお答えを申し上げますが、これはもう、もとより、世銀借款と同じように、外為特別会計が外債を取得いたしまして、円資金を産業投資特別会計が取得することに相なります。

○山本米治君 もしこの三千万ドルの外債借款にかえて、国内で公債を發行した場合と比較しますと、どういふ差異が出てくるのですか。

○政府委員(正示啓次郎君) これは円資金に関する限りにおきましては、産

業投資特別会計が、百八億であります。その歳入を取るといふ限りにおきましては、同じかと思ひますが、一方におきましては、外為会計、つまり日本全体といたしまして三千万ドルの外債を取得する、こういう意味において、まず違つておると存じます。

なお、これに関連いたしまして、先ほど米平林委員からも御質問ございましたが、国内で國債を発行するのと、外債を発行する場合におきましては、国内におきましてはいろいろの方法があると思ひますが、一応これは円の調達という点に限るわけでございまして、従つて、円資金は確保できる限り公債は發行できるわけでございまして、この点は大臣からのお述べの通り、外国におきましての外債の發行ということになりますと、日本の信用度、その他各般の条件によつて制約いたされまゝです。これはなかなか同列を考へて論じがたいと、こういうふうに考へております。

○山本米治君 大臣からお答えをいたしたいのですが、経済的效果がどう違ひますか。三千万ドルの外債を發行した場合と、国内で百八億の公債を發行した場合と、経済的效果はどう違ひますか、お伺ひしたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 国内で公債を發行した場合と、外債を借り入れた場合と、経済的效果はどうか。ただいま事業遂行という面から申せば、これはもう同じことでございます。ただ、国内の円資金は比較的民間資金と財政資金との一体的運用ということをはかつて、そして通貨の安定を特に留意していかなければならない、こういう意味で、非常に民間資金の方

にもこれはやはり限度があるのでございまして、そういう意味で、外債を發行することによりまして私どもは資金がより豊富になると、こういう実は感じを持つてございまして。

○山本米治君 国内で公債を發行する場合でも、これはいろいろやり方によつて違つてございまして。民間応募によつて民間資金を使う場合は、その調達した資金の使用者が違ふというだけで、民間が使うか、政府が民間から借りて使うか、こういうことだけで、日銀引き受け發行の場合は、新たに通貨というか、購買力が造出されるわけでございまして、それから、民間でやる場合でもその効果が違ふので、従つて、私は外債三千万ドル、これを国内でどう調達するか、これを円資金に直す場合にどういふ経路を経るかということが、今国内で公債を發行する場合にいろいろの方法によつて違ふと同じような差異があると思ひます。そこで、今外債でやつたやつは、先ほど正示局長のお話によれば、外為会計で円に直すというお話でしたが、国内でそういう方法はないのですか。国内で、つまりインフレになる。今の方法はインフレにならないものかどうですか、伺ひたい。

○國務大臣(佐藤榮作君) 今、山本委員からお尋ねの通りの点が、私どもはいろいろ心配をいたしますから、先ほど平林委員のお尋ねの公債發行論というものも、私は特に説明を加えて、赤字公債は困りますよというお話を実はいたしたと思ひます。問題はそこにあるのでございまして。今日も公社債等は

すでに民間資金の、一体的運用という意味で、御協力を願っておるのでございます。こういう意味においては、いわゆる通貨の安定には支障がない、という感じを持っております。この外貨債の場合におきましても、外国で金を借りてくる。現に日本国内におきましては、それ自身がすでにドル資金としてあるわけでございますから、これを円にかえた場合におきましても、たゞまいわゆる端的な赤字発行の場合とはおよそ事が違ふというところが一点。

もう一つは、やはり日本の保有しているドル資金が非常に不足しておる場合の借り入れであれば、これは赤字公債発行とあまり変らないというような議論も首肯ができるかと思いますが、ドル資金を十分持つておる際でございますと、その懸念はまず解消して行くのではないかと、いわゆる公社債発行に準ずるような考え方でもよろしいのではないかと、かように私は期待しております。

○山本米治君 私、外国から得た三千万ドルを外為会計が円資金に直す。そうしますと、外為会計というのはその円資金をどう調達するかという、これはやはり外為証券を発行して、その外為証券はおもに日銀が買っておるわけですね。結局、日銀の信用造出ということになるのではないかと考えるのですが、この点はどうか。

○国務大臣(佐藤栄作君) ただいま申し上げましたように、これは円にする場合は、山本さんが御承知の通り、外為において証券発行してこれを円にかえるということでございますが、その場合にはつきりしたドル資金を持つておるといふこと、そこに強みがあると

いうことでございまして、いわゆる端的な赤字公債の場合とはやや違つてくると。公社債に準ずるといふのはそういう意味でございまして。

○山本米治君 私はやはり、一般論としては、国債というものは発行しない方が賛成なんです。これは先ほど平林委員からのお話も出ましたが、公債といふものがなかなか、一ぺん始めるというところであります。この点は、大蔵大臣、すでに、あとは続かせない、これは一ぺん発行したら、どんどん発行することはしないのだとおっしゃるが、それは歴史を調べれば、いつでもそうなっているのではありません。通貨当局は常にそう言っているのではありませんが、発行を続けるという場合があるのであります。

もう一つは、今、私は、相当大きな金額で、建設に使う数億ドルというような金を借りるというのなら、これは一つ意味があると思うのであります。が、今、日本は外貨をある程度持つておりますし、ことし国際収支は黒字が五億ドルにも上ろうとしておるときに、三千万ドルという小金を借り入れするといふのは、ポケット・マネーみたいなものであります。こういうさらに黒字がたまろうとしておる際に、三千万ドルというような小金を借りるのは、あまり意味がないのじゃないか。いっそ三億ドルとか五億ドル借りるのなら意味があるけれども、非常に小金であります。三千万ドルの小金を借りるということは意味がない。しかも手持ちの外貨があるのに、そんな小金を借りるというのには意味がないというふう

に考えるのですが、この点はどうか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 資金が潤沢にという意味におきましては、もちろん、多額な資金の調達ができれば非常にけっこうだと思ひますが、同時に、先ほど来お答えをいたしましたように、わが国の経済力が、これはもちろん三千万ドルの外債にたえないような弱いものだと思ひませんが、その五億ドルだとか、あるいは十億ドルだとかいふような話になると、これはなかなか日本の経済力から見ても容易にきまることがではないでありまして、同時にまた、私の方がほしいと幾ら申しましても、相手方にもいろいろの都合があつて、そう一時に多額のものを貸せないというやうなこともございまして、その辺がいわゆるコマーシャル・ベースだといふことでござい

ます。それから、こちらが借りたいといつても、相手方はなかなかそこまでは貸せない、こういうこともあるだろうと思ひます。で、相手方から見ると、昭和六年以来ですか、初めての実は外債発行だと思ひますので、そういうことを考えますと、最初から非常に多額のものが借り入れられるといふか、そこまで相手方を納得させることはなかなかむずかしい。ことに、まあ山本さんなどは金融の御経験のある方だから、当方で借りたいといつても、なかなか相手方がそれを了承するもんじやない。それは外債の場合において、やはり同様なことが言えるのじゃないかと思ひます。このわが国の外債発行という問題について、過去においてしばしばうわさされたものが、たとへば世銀からの借り入れにしても、三億五千万ドル、すでに実績は五億

七千万ドルになつておる。六億ドル近い状況になつておる。これはもう、知らず知らずのうちに、外国からの借入金ふえて参ります。そういう点は、もちろん、わが国の経済力がこれを消化してきておる、こういう点から見、さらにわが国の経済を飛躍的に拡大するといふ意味に立つて、いろいろ構想があるだろうと思ふ。外貨についても非常に多額のものを借りたらどうかと、借りるのなら思い切つてなぜやらないのか、こういうことも考えられるだろう。わが国の経済をどういふ方向に持つていくかの一つの構想は、そんなことは大へんですから、説明を省略させていただきますが、とにかくこの金を借りるという場合には、当方の都合もあるが相手方の都合もある、この点の一つ御了承いただいて、ただいまの基本的な構想についての意見は、一つ発表を差し控へさせていただきますたいと思ひます。

○山本米治君 私は、どうせ借りるなら、三億ドル、五億ドル借りた方がよいといふのです。ところが、借りるにはむろん相手方のこちらに対する信用もあるのですから、こちらが借りたくても貸してくれないかもしれない。私はむしろ、三千万ドルなんていう小金は借りなくてもいいのじゃないか、むしろ外貨はあるし、金もたまる情勢で、借りなくてもいいのじゃないかといふことを申し上げたのです。それは、借りるという場合に、こちらが借りたくても向うが貸してくれない場合も十分あるのです。

そこで、さつき大蔵大臣は、クオータの増加のことを、何か世銀がクオータをすると言つておられた。私はIM

F、国際通貨基金ではないかと思ふのですが、違つておられたようですが、それはともかくとして、世銀から電源開発その他のために今までのいろいろな借りてこられました。世銀としては、世銀からの貸し出しはそうできないから、一つ自由市場、ニューヨークの市場というやうなもので借りたらどうかという、まあアドヴァイスがあつたらしいのですが、そうすると、政府が今投資しようとしておる、金を使う側で

すね、たとえば電源開発、そこでじかにニューヨーク市場で外債を起すことはできないかどうか。もし信用という点があるならば、政府がそれを保証したかどうか。そうすれば、政府が保証すれば、政府の借款も似たやうなものであるけれども、政府がじかに外債を起すより、保証した方がまだ軽いのじゃないか。果してそれらの事業体がニューヨークの金融市場でじかに借りれば、私はなおいいと思ふが、それが借りられない場合には、政府の保証によつて借りられるというやうな方法を考へられたことがないかどうか。なるべく政府の借金はいない方がいいという意味で、私はこういうことを申し上げたのですが、その点をちよつと伺ひたい。

○国務大臣(佐藤栄作君) 先ほどのクオータについてのお話が出ましたが、IMFは出資、世銀は増資と、こういうことなのでございまして、これは誤解のないように訂正させていただきます。

それから、ただいまのお話でござい

ますが、いろいろ、外債を発行するという場合におきまして、今御指摘になりましたやうに、直接借りる方法はな

いか、あるいは同時にそれが政府保証ではどうかと。こういうような点も勘案いたしまして、最終的に、たゞいまの政府の外貨債発行が一番現状において望ましい形だという、実は結論になったのでございます。詳しいことは正示君から説明をいたさせます。法律的な不備その他いろいろの問題がございまして、そういうことに最後にはいたしたのでございます。で、お気持の、在来から世銀の融資の形でこの資金調達をやっております関係から申しますならば、ああいう形を続ける方が望ましいのじゃないかということも、確かに一方法である。まあ今回もそういう点も考慮に入れて、結論は外貨債発行ということにしたのでございませう。

○政府委員(正示啓次郎君) 簡単に補足を申し上げますが、御承知のように、戦後のニューヨークの金融市場でございまして、山本先生非常にお詳しいようでございますが、非常に狭隘になつております。と申しますのは、国際的な世界銀行、あるいは輸出入銀行、あるいはIMFという新しい機構がございまして、これが国際金融の分野におきまして非常に大きな役割を演じておることは御承知の通りでございます。そこで、従来ニューヨークの金融市場におきまして消化された債権は、ほとんど国債ということになっております。これはもうきわめて金額は、戦前に比較いたしますと、りようりたるものでございませう。そういたしまして、先ほど来御議論のように、大部分というものは世界銀行その他の国際金融機関において調達をいたしておるのでございます。

そこで、まず第一に、日本の今まで必要といたしました外資、これが累計して約五億七千万ドルになつておりますが、その大部分というものが、日本政府が保証いたしました世界銀行から借り入れたのでございませう。そこで、山本先生が今御指摘のように、国際金融市場におきまして、直接たとえば電源開発が借款をするということになりますと、二つの困難に直面いたします。一つは、先ほど申し上げたように、一般に、金融市場が狭隘で、そういう民間のコレクションが入つていく余地がないという点が第一であります。それから、第二の点といたしましては、それに対して、どうしても実質的には国がバック・アップをしなければならぬ。もう少しはつきり申しますと、保証する以外に道はないという点だと思つております。そういう点で、どうしてこの国債の債務ということになるわけでもございませう。間接的の違ひはありまして、もうなるわけでもございませう。しかも、国がそれをギャランティいたしましただけでは、信用力がつかないといふので、これが大へん、EPDCと英語で申しておりますが、このようなEPDCとはどの何ものかということになります。さうが、日本に日本政府といひますと非常にポピュラーでございませうが、日本の電源開発、英語でいひますとEPDCは何ものかということになります。これをエデュケートするといひます。一般の消化先に知らしめていくということは大へんなことであります。さういふようなハンディキャップになりますので、先ほど大臣が簡単に要約されましたように、いろいろ考へ

てみた結果、結論として、最初にデビュするのはいまだ日本政府がみずからこれをひつかぶつていくより法がない、こういうことに実は技術的にもなつておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○山本米治君 もう一つ。お話のような点は確かにあると思ひます。これは大体世銀というものを作つたのが、アメリカが自分がかゝるに世界各國へ金を貸すといふことをやめて、ああいう一つの世銀というトンネルを作つて、ある意味では自分の債権を確保しよう、確かなものにしようといふ意図があるわけ、昔ならニューヨーク市場ならニューヨーク市場でじかに起債をしたものが、世銀を通すことになつておる。従つて、ニューヨーク市場で金を調達するならば、世銀自身が調達してそれを貸すという形であり、従つて、ニューヨーク市場の金融余力というものはそれだけ少くなるわけですから、それも、それにしても、三千万ドルなんていうのはまことに小金で、このくらいなら一つの小さな銀行でも貸せる金です。だから、第一の点は、金融市場が狭いといふたつて大したことはない。今借りようといふなら、御承知の通り、去年の五月ごろからニューヨーク市場といふのはだいたい梗塞化の方に向ひまして、短期金利なんつていうのはどんどん上つておる。長期金利はそれほどでもないけれども、短期金利は上つておる。これは今後の基準にもなるので、借り入れについては十分その点もすでに話しておられると思ひますが、第二の点のEPDCなんだが、ニューヨーク市場に出してみ

ましても、この馬の骨かわからぬといふことですが、これは政府が保証すれば、さう違ふかどうか。まあ今のあげられた二点とも百パーセント納得はいきませんが、まあさういふことを十分研究された結果なら、これもやむを得ないと思ひます。

ともかく、三千万ドルなんていうのはまことに小金で、これは一つのテスト・ケースとして、今後やる時には一億ドル、その次は二億ドルといふことで借りる。それを前提として借りる。今後ずらずとこれをきつかけにして外債を発行することはないと思ひましたことは、矛盾しておると思ひます。もしこれが一回限りと思ひれば、三千万ドルなんていうのはまことにポケット・マネーにも類するもので、問題にならぬ。これをテスト・ケースとして、金利も加えて、今後これを前例として次々と発行していくといふこととて初めて意味があるので、さういふ点で、私はどうもあまりすつきり納得はできないわけですが。

○委員(前田久吉君) 簡単にお願いします。

○政府委員(正示啓次郎君) 金利はなほ、山本委員御指摘のように、十月ごろまで、公定歩合の引き上げといふようなこともございまして、短期金利を中心にやや引き締つてきておる傾向にあるかと思ひます。しかし、まだ、過去と比較いたしますと、過去におきましては公定歩合が確かに三分五厘くらいまで行つたことがありますが、今は二分五厘くらいですか、いわゆるアップダウン・トレンドにあることは確かにさうでございませうが、しかし、それが非常に上つてピークに来て

おるわけでもございせんので、今はタイミングとしてもいいのじゃないか。それから、三千万ドルは非常に小金だといふお話でありませうが、一つは、今大臣もたびたび申されましたように、相手方が理不尽な条件を持ち出せば、何もこつちはそれに屈服して聞く必要はない。ポロアリス・ポジションといひますか、借り手が強い。これが非常にふところの弱屈になつておりました、貸し手が強い立場において交渉するのと、非常にその点違ひし、三千万ドルといふ金はある意味において、非常に小さな金でございませうが、さういふ場合の主張の一つの土俵としては手ごろじやないか。こういう意味でも、今後どんどん借りるという意味じゃございませうが、いづれにしても、最初に借りるものとしては、われわれとしては十分ここで有利な条件をかち取りたいといふねらいを持つておりますので、百パーセント御納得できないにしても、どうか一つ御支援願ひたいと思ひます。

○委員(前田久吉君) 引き続き、塩業政策に関する件を議題といたします。御質疑のある方は御発言願ひます。

○平林剛君 副総裁お一人で、どうもお気の毒ですけれども、公社の最高責任者でありますから、この際、最近の塩業政策についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

専売公社の諮問機関である塩業審議会が、この夏以来、国内塩の生産量増加に伴う余剰塩の問題や、塩会計における赤字増大などがからみまして、塩業政策全般に検討を加へ、その結論、明

白を願ひます。

年度には相当の塩田整理を行うべきだ
という見解で、その準備対策を進めて
おられると聞いておるのであります。
この問題は製塩業者の死活問題だけ
でなく、日本塩業のあり方から見ま
しても、重大な転機となりまして、国
家財政の上におきましても、整理に伴
う補償額は巨大な費用が必要となつて
くると思ふのであります。ひいては、来
年度の予算の編成にも大きな影響を与
える。そこで、この審議会の最終的結
論は一体いつあるか、これが第一の質
問であります。

〔委員長退席、理事西川甚五郎君着
席〕

それから、予想される結論は、また
その構想はどういうものであるか、こ
の際これを明らかにしてもらいたい。
これが第二であります。

○説明員(石田吉男君) 最初に一言お
断わり申し上げておきますが、ただいま
塩業審議会を整備するための審議
会だというふうなお話でございましたが、
実はさようでございませぬので、
塩業審議会に審議をお願いいたしまし
たのは、日本の塩業というもののつ
いて国民経済的な観点から検討してい
だきまして、長期的な塩の需給方策と
いうものを基本的に考えていただき
たい、かような趣旨で審議をお願いし
ておるわけでございます。ただ、御承知
のように、国内塩が相当過剰になつて
おりますので、その中に塩業の整備を
はかるということが当然問題として起
ってくる、こういうことになっており
ます。

そこで、第一点の、いつ結論が出る
かというお話でありますが、これは
私ども予算を組む関係等もございま

て、できれば十一月一ぱいまでにその
結論を出していただきたいということ
でお願いをしておりましたが、問題が
かなり複雑なものでございますから、
今年の夏以来すでに二十回に及んで審
議をいただいております。だんだん
延びて参りまして、まあいろいろ
関係がございまして、私どもとい
たしますと、年内にはぜひ結論を出し
ていただきたい、かようにお願いをし
ております。いろいろな議論も今週か
ら来週ぐらいにかけてかなり集まっ
て、結論的なものが大体はつきりし
てくるのではないかと、かように考へて
おります。従いまして、御質問の第二
点であります予想される結論というも
のは、まだ出てきておらない状況でござ
いますので、こゝ一、二週間お待ち
願いましたら、大体どういう方向にま
とまていくかということが判明して
参ると思ひます。

○平林剛君 副総裁、大へん慎重なか
まをとりまして、予想される結論を
まだどんなものであるかお示しになら
ないようでありますけれども、すでに
公社としては、来年度の予算編成を前
にしまして、大蔵省との間に具体的な話
が進められているはずであります。私
は、その具体的な話を進めていく前提
として、今塩業審議会が落ち着く結論
というものは大体出ているんじゃない
か。はつきりした結論を私は求めてい
るわけではなくて、大体こうなるだろ
う、こういうことを聞かしてもらいた
いのであります。一般新聞にも、すで
に一部報道されているのであります。

私は、この委員会に對してもあらかじ
めその方向についてはお話をされるの
が至当だと思ひますから、重ねてお答

えを願ひたい。現在塩業審議会では
いろいろ検討しているのは細部的な問題
で、大綱というものは大体きまつてい
ると見ています。ところが、間違ひである
かどうか、一つ私としても判断をいたし
たいと思ひますから、もう一度率直に
意見を述べてもらいたい。

○説明員(石田吉男君) この審議会の
御審議の仕方と申しますのは、公社側
から原案を出してそれを審議していら
だく、そういうふうな経過をたどつて
おりませんので、たとえば、日本の塩
の需給の見通しというものをどうい
ふふうにつかまえたらいいか、あるいは
今日の流下式製塩の生産力というもの
が非常に問題になるのですが、現在の
塩田の生産力というものをどういふ
ふうに見たいか、その他いろいろな
数字的なものを資料として提供いたし
まして、その資料に基いていろいろ議
論をしていただいているというふうな
やり方でございますので、現在まだ、
私はほんとうに正直申し上げまし
て、審議会の塩業政策の大綱というも
のものでございませぬ。各委員の方
方、それぞれ違つた御意見でござい
まして、いろいろな御意見出ておりま
す。どの方向にまゝとまていくかとい
うことについても、全然現在の状態に
おいてはまだ見通しがつかない状態
でございます。

それから、新聞に出ておりましたも
のは、これは審議過程におきまして、
こういう場合にはこうなる、こうなる
場合にはこうなるという、一応の試算
をしたものを中心にして現在の問題点
を説明したことがございまして、それ
がいろいろな形で報道されているので
ございます。従いまして、あれも結論

のもとになる数字というふうにはまだ
なつておらないような状況でござい
ます。

なお、予算関係につきましては、問
題がかなり複雑でございまして、事
前に大蔵省にもいろいろ理解を深めて
いただくという意味でお話し合ひはし
ておりますが、どういふ予算にするか
という点も、これもまだ全然きまつ
ておりませんので、別に私の方で隠し
ているわけではございませんから、そ
の点は御了承いただきたいと思ひ
ます。

○平林剛君 しかし、昨年来専売公社
が検討をいたしておりました塩業政策
から考えまして、必然的に塩田の整理
が必要だ、こういう方向にならざる
を得ないのじゃないですか。

○説明員(石田吉男君) その点は、た
だいま申し上げましたように、塩の
生産設備が過剰であるということか
ら、何らかの整備をしなければいか
ぬ、これは明瞭なのであります。しか
らば、どういふ基準で、どういふ
な考え方で整備をしたらいいかとい
うことが問題になるわけでありま
す。それから予算の方も、そういう整
備の場合にどのくらい金が必要とす
るかということが、予算の中心点にな
るわけでありまして、そういうものと
考えがまゐらないと、予算も正式の
要求というものはできないというの
が、現在の状態でございます。

○平林剛君 それでは、私は、あなた
の直接の諮問機関である塩業審議会
のことを聞くのでなくて、専売公社の責
任者として、現在の塩生産については
法律をもつて一切おまかせしておるわ
けであります。その立場でお尋ねいた

します。

公社は塩業審議会に、こうしたい、
あしたいという自分の案を出してい
ない、こういうお話であります。公
社自身として案を持たず、塩業審議
会に、あれですか、いろいろな資料を提
供して、そこで判断をしようとい
う考えで、主體的な考えは専売公社に
は何らない、こういうことですか。同
時に、この夏以来塩生産の状況等を専
門的に検討すれば、この次何かの手を
打たなければならぬ、こういうことは
大体予測されるにもかかわらず、あな
たはそのことについても委員会に對し
て御説明がない、さっきの私の質問が
塩業審議会の結論ということだから言
わなかったのかもしれませんが、専売
公社の責任者として大体どういふこと
が必要であるのかというお考えはな
ければならぬ。あると思ひますから、
それを一つ話していただきたい。

○説明員(石田吉男君) 昨年の暮に、
一応塩業についての考え方というも
のはございまして、そのときの考え方
は、やはり塩業の整備をはからなけ
ばならぬということが一つのポイント
になつておるわけでございまして。あ
わせて、塩価を合理的なところまで下
げていかなければならぬということが、
もう一つのポイントでございまして。た
だ、問題が非常に広範にわたります
し、それから地方の産業その他に影響
するところが非常に大きい。なお、消
費面におきましても、国民経済に及ぼ
す影響が非常に大きいということ、
公社独自の考えで進めるよりも、や
はり学識経験者の方々の御意見を十分
に伺つて、その御意見に基いて政策を
きめた方がいいのではないかというふう

なことから、塩業審議会に審議をお願いしたわけでありまして。従いまして、審議会の結論が出ましたならば、十分にそれを尊重いたしまして、公社としては実行面に移りたい、かように考えておるわけでありまして。

○平林剛君 専売公社としての当面の塩業政策というものは、お持ちでないのですか。私はそれを持っていますと思うから、それをお聞きしているわけでありまして。

○説明員(石田吉男君) 塩業政策の基本的な問題について審議をお願いしておりますので、そういう段階におきましては、公社の塩業政策はこれだというふうなことを、今その審議の経過において申し上げるということは、必ずしも審議をやっている上において適当でない、そういうことで、これから実行いたします政策としては、審議会の結論を待っているという状況でございます。

○平林剛君 副総裁は、しばしばこの委員会に来て、ふだんの円満な常識に反した答弁をなさる。一体審議会と大蔵委員会とどっちを重要に考えていますか。私の言うのは、国民の代表としてこの大蔵委員会、専売公社はどういう塩業政策を持っているかということを知りたい。塩業審議会では検討しているから言えないなどということは、大蔵委員会に対して言える義理じゃないでしょう。私はそういう考え方は根本的に誤りがあると思う。私の聞いているのは、それなら塩業審議会に示した専売公社としての考えを話してもらいたい、こう言っておるのです。それを大蔵委員会には話せない。これは審議会と大蔵委員会をはかりに

かけて、間違つた方向におもひをかけることになるはしませんか。

○説明員(石田吉男君) ただいま申し上げましたように、審議会に對しましては、公社の考えはこうだとかというふうなことを申し上げてきておりません。塩業審議会の結論を待ってわれわれの政策をきめたい、こういうふうな申し上げたのでございまして。先ほど申し上げましたように、何か公社が一つの考えを持って、それを塩業審議会に出して、審議会の方々がそれを検討しておられるというふうにお考えのようございしますが、さうではございませんで、いろいろな数字的な資料は出しますけれども、公社としてはこういうふうな考えを持っているというふうな言い方で審議をお願いしておるのではないのでございまして、その点は御了承を得たいと思ひます。

○平林剛君 これは私は、専売公社として、今日の塩業政策が重大な転機に立っているにかかわらず、その一切の取りまとめの責任を塩業審議会にお願いをしているという点では、一体今日まで専売公社の首脳部というものは何をやってきたか。重要な国家の財政上の機関でありながら、このような重要な問題について積極的に公社としてこう考へるといふお考えがないなどということは、まことにあきれたことだと思ひます。将来、塩業審議会がかりに相当程度の塩田整理を行わざるを得ないという結論を出したり、その補償のために九十億圓に上り、百億圓に上り、かなりの税負担が国民にかかるというところになったといふしましたら、そういうことをみずから判断としてなし得なかつた専売公社

というのが残るのですよ。専門的に専売事業の運営に當つておりながら、今日、大蔵委員会がこれに對して公社はどういう考へを持っているかということでも、説明を拒否する、理由をつけて拒否をしているという態度は、許せない私は思ふのですよ。副総裁は全然門外漢というわけではありませんが、私は、この説明がない限りは、もうあなたはそのまま帰つてもらうわけにいかない。やはり委員会に對して、専売公社は一体どういふふうな考へを持っているというところは、その今日まであなた方におまかせしてきた責任からいっても、説明をする義務がある、こう思ひます。

○説明員(石田吉男君) もちろん、塩業の政策を実行するということは公社の責任でございまして、ただ、ただいまも申し上げましたように、もう一、二週間お待ち願ひたい、かように申し上げているわけでございます。それから、説明を拒否する、こういうふうにお考えでございしますが、別に拒否しているわけじゃないでございまして、審議会の結論を待って、それを実行にわれわれ移すわけでございますが、もう一、二週間の間でございしますので、申し上げておる次第でございまして。

○理事(西川基五郎君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○理事(西川基五郎君) 速記をとめて。

○平林剛君 それじゃ、私、少し具体的に聞きますけれども、現在、専売公社は、塩の生産量が増加して、国内の需要から見ても相当量の余剰が出る、

このまま放置すれば、塩事業会計には赤字が出るし、そうかといつて、これを工業塩に回すには、価格の問題にひつかかってくる、こういうことか。塩田の整理を検討しなきゃならぬ、こういう立場にあるんじゃないか。あなた、説明しないから、想定をしてお尋ねをいたします。そういう立場にありはしないか。そしてそれを検討する場合に、国内の塩の需給を今後どういふ程度に見るのか、ここにかかってくる。専売公社にはそれについての判断がないとは私は言わせないわけですが、従つて、今後国内の需要といふものはどの程度であるか、それを基礎に考えればどの程度の塩田整理が必要になるか、こういう判断といふものはなかりやなぬと思ひます。

そうすれば、その幾つかの判断に基づいていけば、必然的に塩田の整理に向わざるを得ない。そしてその補償を、従来もこれは塩田整理の場合に例がなかったわけではなくて、それらを参考にしたり、また諸般の事情を考慮すれば、大体こういう案とこういふ案とこういふ案があるという程度のこと、今日は一般の新聞でも報道せられておりますし、衆議院でもこれについての説明が質疑に答えて行われている。こういう段階でありますから、そういうこともひつくるめて、現在専売公社はどういうような程度のことを考えているかといふことを、この委員会に明らかにすべきだ。それを一つ説明してもらいたい。

○説明員(石田吉男君) ただいま、平林委員からお話のありましたように、塩の生産が過剰である。そこでこれをどういふふうに整理したらいいかとい

う問題を審議するにつぎましては、ただいまお話のありましたような、やはり日本の塩の需給の見通しというものをどういふふうにつかまえたらいいか、それから外塩の輸入というものをどの程度に考へ、あるいはどの程度の見通しをつけたらいいか、それから国内の生産の面では、流下式製塩、この生産量、それから機械製塩の生産量といふものをどういふふうに見たらいいかといふような問題、なお、最近製塩技術につぎまして新しい問題が起つておりますが、そういうものをどういふふうに見たらいいかといふような問題、なお、これは御承知のように、塩田の製塩といふものは数百年來続いてきております仕事でございまして、その地方産業に及ぼす影響、あるいは地方経済との関連、そういう問題、まあかなり広範な問題があるわけでございます。従いまして、どの程度の整備をやるかといふことにつぎましては、それらの問題をいろいろ検討をして、それとある程度の考へ方をまとめた上でないと、どの程度の整理をやるかといふ考へ方が出てこないわけでございます。なお、現実には整理をする場合には、その補償の問題が起つて参りますが、その補償といふものをどういふふうに考へたらいいかといふのが具体的な問題としてあるわけでございます。で、こういう問題全部につぎまして塩業審議会が逐次検討を重ねておるわけでございます。そのうちの一部分だけ先にきまるといふ性質のものではないのであります。従いまして、そういうこと全部の結論をまとめて出すというのが、これが審議会の塩業政策

をきめるものになると思うのでありますが、それらにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、まあ年内にはぜひまとめたいただきたい、かようにお願いをしている次第でございます。

それから、特に御質問のありましたこの整理の規模、補償等の問題につきましては、規模等につきましては、ただいま申し上げましたような関連がありまして、まだどの程度の整理の規模にするかということが結論が出ておりません。ただ、補償の問題につきましては、かつて塩田整理をやったこともございます。当時の例等もいろいろ調べまして、現在の事態と引き合せてみますと、かなり塩田の事情も変わっております。従って、当時の例だけによるわけにはいかないというので、専門の方々にお願いをいたしまして、どういう考え方で補償するかということを検討していただいているのでございます。その場合に、大体専門の方々の御意見としてまとまって参りましたところは、現在あります設備についてまず補償を考へるということ、それから塩業者の生業を全然やめてしまふわけでありまして、その生活補償といふことが、そういう面を考えたかどうかという点、もう一つは、塩田の製塩労働者でございますが、これに對しまして退職金といふ点、離職補償といふ点、そういうふうな線で考えたかどうかという点など、これまで、話が進んできておる程度でございます。

○平林剛君 今お話しのように、設備の補償とか塩業者に對する生活補償、塩田労働者に対する転業資金、こういう

うことを検討をするというのは、まあ相當の財政資金を必要とする。結局、私は、この基礎になるのは、今後の塩生産の見通しということ、それから国内塩の確保の基準量を一体どこに置くか、この二つの大筋でかなり違ってくるんじゃないだろうか、こう思っておるわけでありまして。今お話しのように、工業塩の価格の違い、外塩との関係と、いろいろございまして、けれども、一番基礎になるのは、やはり国内塩の確保の基準量をどういうところに置くか、こういうところに重点が置かれるのじゃないか、こういうふうに思うのであります。そうしてこれを今後の生産量の方向から見て、年間八十万トン程度に置くか、九十万トン程度に置くか、それとも百万トン程度に置くか、それとも大幅に百万トン程度に置くかというところによつて、塩田整理の幅というものがかなり違いが出てくる。具体的にいへば、国民の税負担といふものの額もそれによつておのずからきまる。そればかりではないけれども、それが大もとになつてきまる、こう判断できるわけでありまして。しかし、伝えられるところによりますと、この国内塩確保の基準量の考え方が、塩業審議会はどうか知りませんけれども、専売公社と大蔵省との現在の予算折衝の間ではかなり違つてゐると承知いたしてゐるのであります。専売公社としてはいろいろの総合的なことを考へて、今後国内塩はどの程度確保したいかという目安をお持ちになつておりますか。

○説明員(石田吉男君) 今度の整理の問題につきましても一つの基本的な考え方といはしましては、食料用塩は全

量国内で自給したい、こういう一つの考え方を基本にいたしております。で、その場合に食料用塩の国内の需要といふものをどのくらいに見たいか、ということが一つの問題であります。これはまあ従来の実績、それから今後の見通し等を入れますと、まあ百万トン前後といふふうなことになるうかと思ひます。そこで、その場合に生産力はどうあるかといふことが非常に問題でございまして、現在やっております流下式塩田の生産力といふものが、技術的に推定がなかなか単純にいかない。それで、その推定を技術的に見てどういふふうにしたらいいかというところも、いろいろ資料を出しまして専門の方々に御判断を願つております。そこで、先ほど来申し上げておりますように、その需要量の見通し、それから生産量の見通し、それから生産力、かようなものが塩業審議会の最後の結論のときに一応の基準の考え方として出てくるわけでございます。それをもとにして、お話の通り、整理規模といふものをきめる、こういう段取りになるわけでありまして、その点につきましても、先ほど来申し上げておられますように、年内に結論が出て参ると思ひますので、それをもとにして具体的な計画を立てたいと、かように考へてゐる次第でございます。

○平林剛君 あなたは、塩業審議会、塩業審議会と言つて、その方に何でもかんでも持つていくけれども、生産量の見通しなんてのは塩業審議会が立てるのじゃないのじゃないですか。少くとも専売公社が、現在の塩田の合理化や、その他施設の完備の進展状況その

他から見て、公社が生産量の見通しを立てるべき唯一の機関であり、最高の機関である、こう見てゐるのですが、今のお話でも、まことになるべくこまかいことは話さないようにして、すべて塩業審議会の方に話を持つていこうとしておられるけれども、私は少し専門的に知つてゐるのだから、そういうことでは委員会に對する態度としては適当じゃないと思う。今、私のこういう質問に對して、やつとはつきりさしたのには、国内塩の確保の基準量は、大體今の需要状況から見ると、百万トン程度の線に見込むのが妥当だけれいの結論は出たのですけれども、生産量の見通しといふものは専売公社がつけるべきである。これを幾らに見てゐるのではありませんか。

○説明員(石田吉男君) 生産力の見通しにつきましては、技術的にかなり判断をしかねる部分がございまして、審議会の方の専門の委員にお願ひいたしまして、それから判断もあわせて検討していただいているわけでございます。平林委員は、私でもできると、かようにおっしゃいますけれども、公社としましては、かなり将来を見通した責任のある判断を下さないとはいけませんので、それらの専門の方々の御意見を十分承わつて一応のめどをつけたい、かような段階でございまして、現在まだその数字を申し上げる段階に至つておらないのでございます。

○平林剛君 あげ足を取るわけじゃありませんが、これから専売公社に仕事をやつてもらふときに、塩生産量の見通しを委員会が質問したら、これは、たとえば今回は塩業審議会です、か、こういう機関の学識経験者の検討

を待たなければ答えられない。それほどあなたの方は、いかに技術的な問題であつたとしても、答弁ができないといふような自信のない機構なんですか。私の承知する限り、専売公社には相當の技術陣があつて、そして現在の行政上の全般的検討から見れば、どの程度の生産量があるというくらいは見通されていなきゃならぬかと思うので、私の承知してゐるだけでも、昭和三十六、七年には大體百万四千万トンくらいになるであらうというように、しるうと目だつて大體の数字はつかんでゐるのですよ。専売公社は、塩業審議会の方の学識経験者その他の方で検討してもらわなければ、委員会に大體のお見通しもお話しすることができない、こゝろ言われるのですか。

○説明員(石田吉男君) 私の申し上げておりますのは、平林委員が御要求になつておられるような見通しというのは、今度整理対象をきめるときの基礎になる見通しと、かように了解をするのであります。従来の実績その他単純なる見通し、これはもちろん技術的にもすぐ推定できるわけでありまして、その整理対象をきめる場合、あるいは整理規模をきめる場合の基準になる生産力の見通しといふことをどう見るか、これはかなり将来のことにもかかわりますので、塩業審議会に審議をお願いしてゐる、かように申し上げたのでございます。

○平林剛君 単純なる見通しはどうか、どういふことになり

ます。

○平林剛君 塩産部長が見えられたようでありますから、それに専門的に話を伺います。

○理事(西川甚五郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(西川甚五郎君) それじゃ、速記をとめて。

○平林剛君 塩産部長が来られたです。先ほどの私の質問に専門的に答えて下さい。

○説明員(小林章君) ことしの実績はまだわかっておりませんが、ただいまの見込みとしては、大体百五十万トンから百五十万トンくらいになるのではなからうかという見込みです。なお、このまゝいきますと、来年度は百二十五万トンくらいになるのではなからうか、かように考えております。

○理事(西川甚五郎君) 塩産部長、もう一べん一つ御説明願います。

○説明員(小林章君) 本年度の実績は――御趣旨がよくわかりませんが、ただいまの見込みでは百五十万トンから百五十万トンくらいになるのではなからうか。このまゝいきますと、来年度の見込みとしては、大体百二十五万トンくらいになるのではなからうか、かように考えております。

○平林剛君 来年度までわかりましたけれども、もう少し長期の生産見通しというのはいくらおらないのですか。たとえば、今年を基準にして五カ年先がどの程度になるかという見通しはないのであります。

○説明員(小林章君) ただいまのお話でございますが、生産設備をいじらな

ければ、ほうっておくと、大体それで横ばいしていくのではなからうかというように考えておりますが、それで、現在塩産政策をどうするかということ、塩産審議会に御審議願って、今後の方針を立てたい、かような状態でございます。

○平林剛君 今年の夏、専売公社の塩産政策について当委員会は、こまかく、それこそ微にわたり細にわたり説明を受けたのです。そのときのお話であります。昭和三十六年あるいは七

年までに約百四十万トンという具体的数字をあげて、われわれに説明をいたしております。今のあなたのお答えは、前提が生産設備をそのまゝいじらなければというところが入っております。たけれども、多分いじることになるのではなからうか。各塩田業者も、それぞれの生産量を上げるために、企業の合理化を専売公社から指導を受けておりますが、生産設備をいじらないどころか、ある程度の進展は示すものと、そういう状況、つまり、普通の状況ですね、今のようにはあまりふやさないような前提、心がまえのものとの数字でなくて、このまゝの状態では百四十万トン、あるいは百四十五万トン程度になるのではなからうかと私は推定しております。そのまゝいじらないう前提のもとに立って、横ばいが続けられるという見込みを強く持つておられるのですか。

○説明員(小林章君) その点は、前提をどう取るかの違いだと思うのであります。そこで、野放しで作り出すと百四十万トンという数字も出てきまして、いじらないう前提で、

百四十万トンにしろ、百四十五万とんにしろ、過剰生産ということになりますので、ストックが残る、赤字がふえるという問題になって参りますので、現在今後の塩産政策をどうするかというところで御審議を願っております。まして、その政策が確立しましたならば、おそろくその数字はもっと下回ってくるようになるのではなからうか、かように考えております。

○平林剛君 塩産審議会も塩産政策を立てるためにいろいろ検討をされておられると思いますが、私も当委員会において、今後の日本の塩産政策はいかにあるべきかというところを審議中なんです。同じような一つ説明をしてもいい。先ほど副総裁にも言いましたが、塩産審議会と大蔵委員会とどっちを重要と考えておるか、あまり軽く見てもいいとくはない、こういうことを申し上げなければならぬ、そういう意味であなたも一つ専門的な説明を答えてもらいたい。

そこで、私は今までのやつは真剣に答えているものと判断いたしました。今後の国家の塩産政策を立てる重要な資料として今までの答弁を聞きます。おさらいをしますけれども、年間国内塩の需要量の見込みは百万トン程度である、こういうお答えがあった。現在、生産設備をいじらないという前提のもとでは、昭和三十七年ごろまで百二十五万トンが横ばいになる、こういう見込みを公社は基本として持っております。野放しにすれば百四十万トンだと、こう言われたいけれども、まさか野放しにするということは考えられませんか、公社としての現在考えておる今後の生産見込みは百二十五

トンであると、こう見てよろしゅうございませうか。私は、今後の日本の国内塩産のあり方を審議するために重要な資料といたしたい、こう思います。そのついでに答えてもらいたい。

○説明員(小林章君) たびたび申しませんが、一応われわれの事務当局として見通しを立てておられますのは、現在の設備をそのまゝにして、そのままで動かして、百二十五万トンというところから、かように考えているわけであり

○平林剛君 くだいようですが、設備をそのまゝにしておくつもりですか。それとも、今のお話の数字のように、押えるための政策を考えなければならぬと真剣にお考えになってお

○説明員(小林章君) もちろん、その百二十五万トンにしろ、過剰生産と相なりますので、この塩産政策をどうするか、慎重に考えなければならぬというところで、塩産審議会という諮問機関にも諮りまして、今後の政策の方を立てたい、かように考えております。

○平林剛君 そうすると、私は、塩産審議会も日本の塩産政策を立てるために権威のある機関であるとして、相対的に担当しておる機関として、相当権威のあるものだと思います。御説明によると、昭和三十七年まで大体現在の生産設備を維持していけば百二十五万トンである、一方国内の需要というものは百万トンである、当面二十五万トンの余剰をいかにするかというところに今後の施策の中心が置かれてい

く。これから出発して、もし必要とあれば塩田整理が行われる、こう判断して間違いないと思いませんか。

○説明員(小林章君) 私もさように考えます。

○平林剛君 さように考えるのとすれば、これで塩田を整理するといいたしまして、今日は、先ほどお話になったように、設備の補償、この塩産者に対する補償、塩田労働者に対する転業資金等を考えますと、大体どのくらいの財政措置を必要とするか見込んでおられますか。

○説明員(小林章君) ただいま御質問の点が、今回の塩産政策を立てる上におきましての非常に重大なむずかしい問題でありますので、そういう問題を含めまして、ただいま塩産審議会に御審議をお願いいたしております。その答申を待ちまして公社としても案を立て、また大蔵省その他関係方面と相談して、国会に御審議をお願いしたい、かように考えておる次第でございます。

○平林剛君 今度の専売公社が塩産政策を諮問するという以上、やはり基本になる考え方はあると思うのですが、それにも、基準の立て方によって幾通りにも違ふものが、百も二百もあるというわけではない。A案とか、B案とか、C案とかというように限られると思うのであります。今日、あなた専門的に考えた見通しでは、どの程度結局必要になってくるだろうか。A案によればこうだ、B案によればこうだ、C案によればこうだというふうなことは、この委員会には御説明できないのですか。

○説明員(小林章君) その点は方々で

御指摘を受けるのでありますが、何分今回の塩業整理と申しますか、これは大問題でありますので、白紙で今後の塩業政策の基本方針について一つ審議、答申をお願いしたいということで、塩業審議会に塩業政策一般についての御審議をお願いいたしておるような状態でございます、事務局案などというものは現在ございませんので、ここではっきり申し上げさせていただきます。

○平林剛君 私、今日日本の塩業政策を担当する機関として専売公社はもとに不適合である、こういう機関に日本の塩業政策の重点をまかしておいたことが国民としても失敗であったという印象を受けるを得ません。この重大な転換期におきまして、塩業審議会の学識経験者の専門的な検討を得なければ国民に対しても報告できないし、そういう混乱状態を続けておる、この判断できるものであります。そして、もうしかりに——塩業審議会の結論は年内に出るというお話であります、かりにここで相当の塩田を整理し、そしてこの塩田を整理するための補償措置などで国民に相当巨額の税負担等をしてい込ませるといふ結論が出たときは、専売公社の責任というものはきわめて重大だ。そうは思いません。私は、少くとも、今回日本の塩業政策が転換をせざるを得ない原因が一体どこにあるかというのを考えてみますと、今日までの専売公社が、ただいままでも、塩業審議会がいろいろなことをやらなければ自分自身のはっきりしたことを述べることができないというところ、最大の理由があったのではないのか、こう思うのであります。この際、

その責任を痛感させられて、一体こういう事態は他の方策によって避けることができなかったかどうか。小林塩田部長は新任早々でありますから、あなたにその責任を全部負わせるという意味ではありませんが、専売公社副総裁、首脳部としては、これは前からおやりになっておられて、その責任の衝にあつたわけでありまして、一体こういう事態になることは避けることができなかったかどうか。結論はまあ、大体の結論は、私、予測できる。そういう立場から、公社として一つ弁明をしていただきたい。

○説明員(石田吉男君) きょういろいろなお話を申し上げたということ、非常に御不満のようでございますけれども、先ほども申し上げましたように、塩業をどういうふうに持つていくかという具体的な方策につきましても、いづれ所要のものをそろえて御審議をお願いするわけであります。従いまして、もう少ししばらく御猶予願いたいということをお願いしておるわけでございまして、せっかく審議会の方でも着々その審議が進んでおりますので、もう少ししばらくのことでございます。別に、所要の措置を講ずるようになります。説明も申し上げ得る段階に来るかと思ひます。

また、専売公社の責任を負つておるわけでございまして、その審議をお願いいたしますので、まあ、専売公社は専売になつて、専売公社がその責任を負つておるわけでございまして、そういう意味合いにおいて、過剰塩が出てきたということについての責任はあつたわけでございますけれども、従来長い間の政策というものはそういう方向に進んできておりました。そこに新しい技術が入つてき、新しい考え方が入つてきた。その実績の検討というものが、大体こういう実績をめぐりにして検討することができるといふふうな気がついて、そこで全体の政策の再検討をしていくというふうな次第でございます。従いまして、今後の塩業政策につきましても、もちろん当面の責任は専売公社でございますが、なお、関連しております方々の御協力も得て、できるだけ円満なやり方をしたいと思ひます。

○平林剛君 私は、いづれ塩業審議会の結論が出て、またそれが予算の編成にどう影響を与えるか、そのいかんによつては、あらためて専売公社の責任ということを考えてもらいたいということを主張するつもりでありますけれども、このような今日の事態に陥らなくても済んだのではないかと、他の方策で避けられなかったかどうかというのを、今考えますと、そういう機会があつたように思ふ。これは死んだ子の年を数えるわけではありませんが、少くとも戦後、昭和二十五年の閣議決定で塩生産の確保という大方針が立てられて、専売公社はその方針に従つておやりになつたことは認め、またその目標に達した努力というものは大いに多とすべきであります。しかし、昭和二十七年ごろから枝条架の生産設備が促進されて、これが三十年あたりになると五〇%流下式に転換し、またその総額も五十万トンくらいに上つた。その前後において、また従来の入浜式塩田の製法に比較すると相当量の増産があるから、これが流下式に百パーセント転換したときの生産量はどの程度あるかという見通しはできてよかつたのではないかと、こういうふうな考えのようです。前のことはあとで批判すればだれでもできるといふことはありますけれども、専門的に検討されている専売公社としては、その程度の見通しが立てられなかったというのはどうぞ。

それで、まことに不可解なのは、そういう見通しのできた時期において、三井塩業とか、崎戸製塩とか、井華塩業とかいふ会社が、昭和三十年の四月、五月、六月に陸統として設立され、また、昭和三十一年度においては北陸製塩、佐世保塩業、東北製塩、こういうところの製造許可を与えた。こういうことを考えてみますと、今後かりに塩田整理がせられ、それによつて

多額の国費が費されるということになりますと、さかのぼつてこの責任は大へん重いものがあるということを指摘せざるを得ないのであります。これについて何か副総裁は御見解はありますか。

○説明員(石田吉男君) 私どもも過去において直接その衝に當つていなかったもので、具体的な事情を一つ申し上げるといふ知識はないのでございまして、ただいまお話をいたしました機械製塩につきましても、当時、総理府の資源調査会で勧告がございまして、その当時の状況にかんがみて、塩田の収量がなかなか思うようになつてこない、従つて流下式に改造することと同時に、加圧式製塩の育成をはかれ、かような資源調査会の勧誘もございまして、おそろくそういう考え方に立つて許可が行われたのではないと思ひます。現実にはその許可を与えられた当時におきましては、まだやはり国内の食料塩の全量を自給するには足りないという時代でございましたので、ただいまお話をいたしましたように、当時の情勢としてその考え方がやはり正しかったのだというふうな見方ができるのではないかとと思ひますが、最近流下式の塩田の生産力が非常に上つて参りました、全体的に考えると、むしろそういうものは許可しなかつた方がよかつたのではないか、今から考えるとそういう考え方も立ち得ると思ひますけれども、当時の事情としては、やはり当時に相当慎重を期していろいろな機関の御意見を伺つて処置をしたと、かように考えるのでございまして。

○平林剛君 私は、今後の専売公社の経営あるいは現在の運営の仕方等から

第五部 大蔵委員会会議録第三号

昭和三十三年十二月十八日【参議院】

一三

考えて、一番公社に大事なことは、少くとも経営者と目される首脳部に責任感と、それに伴う制度ということが必要だということを考へておるのであります。ただいまのお話のように、私の指摘した不可解な工場設立は、確かに内閣の資源調査会からの勧告があつた措置かもしれませんが、しかし、先ほども述べたように、今日までわれわれは一切の塩の行政は専売公社におまかせしておる。そういう立場から、やはりどういふ勧告があろうとも、独自の立場から諸般の検討をして、ゆるぎのない政策というものを積極的に発言をしていかなければならぬ立場にあつたのではないかと。同時に、今述べた不可解なる製塩工場の設立が續いたといふことだけでなく、昭和三十一年の五月二十一日も、当時の専売公社総裁は国内塩業対策について声明を發しておる。もうすでに塩の生産量は五十九万五千トンにもなつた。戦後最高の数字であるから、今後は新規の製塩は許可しない、しがたい現状だと。そうして製塩の合理化と増産の振興に伴つて、塩の買い上げ価格も逐次下げていく、あるいは輸入塩、その他粉砕塩を使用する事業についても、これを国内塩に置きかえていくという意味の方針を明らかにしまして、塩の余剰のために将来塩業政策が混乱に陥らない措置とも見られるべき態度を示した。しかし、その前には、一応やるだけの仕事をやつてしまつてある。重要な三井とかその他并華塩業等の設立が終つたあとで、こういうことをしゃべる。それだけでなく、昭和三十三年の一月十八日には、岡山県の錦海灣に新規の塩田の起工式が行われる段取りを認めてしまつてお

る。一方で国内の塩生産が明らかに余り過ぎるという見通しをつけて声明を發しながら、一方で岡山県には、どういふ理由かわかりませんが、錦海灣に新規の塩田の設備を認める。こういうことは、顧みてまことに不可解の輪をかけるものとなるわけでありまして、いづれあらためてこのことについてお尋ねする機会もあると思ひますけれども、春秋の筆法をもつてすれば、今後、国民に百億圓近い財政上の負担を増大させたのは、これは専売公社の経営者だ。当時の総裁はおらなくなりましたが、当時の総裁は、列車で何百人かの人が事故で死ぬ。脱線事故、転覆事故がある。総裁自身の責任でなかつたかも知れない。しかしその責めを感じて引責辭職される。こういうような考え方があつてこそ、私は、国民は安心して専売公社の首脳部に今後の経営をまかせることができるとは思ひません。いろいろ理由はあつたかも知れないけれども、今日相当の犠牲を國民にかけるといふ段階においては、やっぱり公社もこれについてはいろいろ考へるべきことがなけりやならぬ、こう思ふのであります。

が、数十億圓、百億圓に近い塩業政策の失敗があつても、その責任者は一向にその責めを感じない。こういうことであつてはまことに片手落ちもはなはだし。私はそういうことを考へますので、公社としても今後の成り行きいかんによつては相當の考へを持って國民に接すべきだ、かように思ふのであります。現在、労働政策についても少しお尋ねしたいと思ひますけれども、この際、副総裁も一応私の見解についてもう一度お考へをいただきたい。

○説明員(石田吉男君) 公社の経営につきましては、経営の最高責任を負う者として、國民に対してはもちろん、公社の事業全体に関連のある方々に対しては、十分責任を感じておる次第でございます。ただ、口だけではだめぢやないかと。いふにおつしやるのだと思ひますが、私ども、口だけでなしに、全力を尽して各関係の方々及び國民の皆様に御満足いただけるような仕事をしたい、かように考へております。

て、一般會計の中からこれを充てる、あるいはもう一つの方法は、今後の専売益金の増加ということをはかつて、その増加分の中から今回の塩業政策転換に必要な財源を求める、大体この二通りである。そのほかに、専売公社が借入金その他をするという方法があるかも知れませんが、そう幾つもないと思ふのであります。そして一番見やすい方法としては、専売益金の増加をはかる、そしてその中から今回の所要の財源を求めるといふことが予想される、こう見ておることがありますが、どうもいろいろと判断ではいかぬ。副総裁としてどういふ御見解をお持ちか。

○説明員(石田吉男君) 予算関係の問題でございますが、これは予算技術の上からいろいろな考へ方があり得ると思ひます。まだ予算規模等もきまつておらない段階でございますので、公社としてどう考へるべきかということ、今の段階ではまだ申し上げかねる次第でございます。

えておる。しかし、ただ、心配なのは、そういう方向に行くにしては、専売公社はどうもこの専売益金の確保という点について懸念をされる政策を行いつつあるように思われる。たとえば、その一つが専売公社における労使の紛争です。将来必要な財源を求める方法を労資の紛争によつて、結局一そふ困難な状態に陥り込んでいくのではないかと、かく判断をされるのでありますけれども、従来から専売公社の中にありました紛争は、なるべく早く解決してもらいたいと、私もたびたび直接副総裁にもお話をいたしました。これはもうすでに円満に話がついて、将来財源確保の面においても心配のない方向に進みつつあります。

○説明員(石田吉男君) 専売公社の労使関係につきましては、私も従来からお互い気持よく仕事を早く片づけて、お互いに気持よく仕事を早く片づけて、かように考へていたのでございませうが、実はここ数日來かなり話し合ふ余地が出てきたように見えて、昨日、一昨日と、その努力をお互いに重ねております。もう数日の間に何とか早く円満な解決をつけたい、かように考へております。できるだけその線で早くまとめるように私も力を尽したいと、かように考へております。

○平林剛君 私の希望は、これは、専売公社の労使の紛争は、一日もすみやかに解決するといふ積極的な態度を専売公社がとられることが必要だといふことを申し上げておきます。こまかいことについては、労働問題についてまた公社のお考へを聞かなければならぬ機会もあるかと思ひますけれども、ただ、ただいまのお答えにかかわら

ず、私の承知しておる状況では、こ
一日、二日の間に双方円満な解決の段
階が来ているにかかわらず、専売公社
はそれと反対の方向に行くという気配
があると聞いておるのであります。仄
聞するところによると、いろいろな人
が入ってあつておる。労使の
紛争は労働委員会が行うことになつ
ておるようですが、その関係者がいろ
いろなあつせん案を出しても、どうも
公社がそれを拒否するのじゃないかと
いうような観測が強く行われておりま
すが、そういう態度は、私どもしほし
ば要望していたことと、またあなたが
私どもに答えたことと違ふのでありま
す。間違つた観測だと思ひますけれど
も、公社としては、先ほどのお話のよ
うに、円満な解決のために積極的努力
を示す、伝えられたあつせん案等につ
きましてもこれを受けて解決の方向に
やるというような気持で臨まれており
ますか。

○説明員(石田吉男君) 公労委のあつ
せんを受諾しましたのは、私の方も組
合の方もお話の通りでございます。平
林委員の印象は私どもの印象といささ
か違つておりましたが、あまりこまかい
ことを申し上げることもどうかと思ひ
ますが、むしろ、ここに数日間の交渉
の経緯では、あつせん者と組合の方々
との話し合いで時間がかなり経過し
ているという状況でございます。私
どももいたしますれば、一日も早くお
言葉のように早く解決に持っていきた
い、かように切望をいたしておる次第
でございます。

○樺繁夫君 私はこちらと委員長にお
願ひがありますが、先ほどから平林委
員がいろいろお話しになっておりまし

た、専売益金が予算の通りに入るのか
どうかという心配が一つありますし、
それから、最近非常にたばこの需給を
満たすのに不円滑を方々で来たしてお
ることを聞きます。それから、若干調
べますと、平時の在庫量をはるかに
割つておる。これは一体どういうこと
ろに原因があるのだろうかということ
を、私は私なりに心配をしております。
す。ちょうどこれは年末にもなります
し、正月休みというふうなことも控え
ておるわけですから、この現在の状態
で生産が一向上らないとすると、年末
から年始にかけてのこのたばこの需給
の状態ということに對して、非常に心
配を私持つておるのであります。そういふこ
とについてお聞きしたいと思ひますの
で、次回の委員会の冒頭に、總裁、そ
れから営業関係の責任者、生産の責任
者、それから労働関係を担当されてお
られる責任者の方、それぞれ御出席を
求めたいのです。委員長においてそう
いう点、一つお取り計らいをいただく
ように、特に希望して、質疑を留保い
たしたいと思ひます。お取り計らいを
願ひます。

○理事(西川甚五郎君) これは理事と
相談しまして……。

○樺繁夫君 次回の冒頭に——できる
だけ近い機会に、次回の冒頭というこ
とを申し上げておきます。

○理事(西川甚五郎君) 本日は、これ
にて散会いたします。

午後一時三十九分散会

十二月十六日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法

律案(衆)

所得税法の一部を改正する法律
案

律

所得税法の一部を改正する法
律
所得税法(昭和二十二年法律第二
十七号)の一部を次のように改正
する。

第六条に次の一号を加える。

十五 第九条第一項第五号に規定
する給与所得のうち、夜勤手当

(一般職の職員の給与に関する
法律第十八条に規定する夜勤手
当をいう)及びこれに類する給
与で命令で定めるもの(それら
の勤務一時間当りの額が、命令
で定めるところにより通常の勤
務一時間当りの給与額として計
算した額の百分の二十五をこえ
る場合においては、そのこえる
額の合計額に相当する部分を
除く)。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月
一日から施行する。

2 この法律による改正後の所得税
法第六條第十五号に掲げる給与所
得で昭和三十四年四月一日前の支
給に係るものについては、なお従
前の例による。

昭和三十三年十二月二十三日印刷

昭和三十三年十二月二十四日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局